

様式第2号の2(第17条関係)

一般財団法人長野県建築住宅センター確認検査業務約款

<p>(契約履行)</p> <p>第1条 建築主(以下「甲」という。)及び一般財団法人長野県建築住宅センター(以下「乙」という。)は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書及び引受証(引受承諾書を含む。以下同じ。))及び一般財団法人長野県建築住宅センター確認検査業務規程(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。</p> <p>(責務)</p> <p>第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、「引受証(確認引受承諾書を含む。)」に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行なわなければならない。</p> <p>2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>3 甲は、規程に基づき算定された手数料を、第4条に規定する日(以下「納入期日」という。)までに納めなければならない。</p> <p>4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、この業務執行に必要な範囲内において、「引受証(確認引受承諾書を含む。)」に定められた業務の対象(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。</p> <p>5 甲は、乙が業務を行なう際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は建築工事現場等に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行なうことができるよう協力しなければならない。</p> <p>6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し乙がなした建築基準関係規定への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(業務期日)</p> <p>第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一 確認審査業務</p> <p>イ 法第6条第1項第三号に係るものにあつては、引き受けた日から7日以内</p> <p>ロ 法第6条第1項第一号から第二号に係るものにあつては、引き受けた日から35日以内</p> <p>二 中間検査業務</p> <p>特定工程工事終了(予定)年月日又は検査年月日のいずれか遅い日から4日以内とする。</p> <p>三 完了検査業務</p> <p>工事完了(予定)年月日又は検査引受年月日のいずれか遅い日から7日以内とする。</p> <p>四 仮使用認定業務</p> <p>この契約が締結された日から速やかに審査を実施し、仮使用認定の検査予定日(以下「検査予定日」という。)に検査を実施する。ただし、センター又は建築主の都合により、検査予定日に検査が行えない場合には、別に協議して定める日とする。</p> <p>2 乙は、甲が前条第4項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長、その他必要事項については、甲乙協議して定める。</p> <p>(納入期日)</p> <p>第4条 甲の納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一 納入が現金の場合 申請の引き受け日</p> <p>二 納入が銀行振込みの場合 申請手数料に係る請求書の発行の日から10日以内</p> <p>2 前項の規定は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。</p> <p>(確認審査中の計画変更)</p> <p>第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の確認関係申請書類を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の計画変更が建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更であるもの以外のものにあつては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。</p> <p>3 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。</p>	<p>(甲の解除権)</p> <p>第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。</p> <p>一 乙が、正当な理由なく、業務期日までに業務を完了せず、またその見込みのない場合</p> <p>二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促してもなお是正されないとき</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。</p> <p>4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。</p> <p>5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。</p> <p>6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(乙の解除権)</p> <p>第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。</p> <p>一 甲が正当な理由なく、手数料を第4条に規定された納入期日までに納入しない場合</p> <p>二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されないとき</p> <p>2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(計画の特定行政庁への通知)</p> <p>第8条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物等の計画の概要を建築場所の特定行政庁へ通知する。</p> <p>2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。</p> <p>(電子申請(業務規程第2条第十一号に規定する電子申請をいう。以下同じ。))</p> <p>第9条 甲の確認申請、仮使用認定申請、中間検査申請又は完了検査申請(以下「確認申請等」という。)が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織(業務規程第2条第十号に規定する「電子情報処理組織」をいう。)にて交付を行う。</p> <p>ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。</p> <p>一 確認済証の交付時における副本</p> <p>二 適合しない旨の通知書の交付時における副本</p> <p>三 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知</p> <p>四 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書</p> <p>五 仮使用認定通知書の交付時における副本</p> <p>2 乙が電子署名(業務規程第2条第八号に規定する「電子署名」をいう。以下同じ。)を付して交付する電磁的記録(業務規程第2条第七号に規定する「電磁的記録」をいう。)に付与された電子証明の有効性が確認できる期間は、確認済証等交付の際に乙が電子署名を付してから15年とする。</p> <p>3 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間(以下「業務時間」という。)内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第17条第3項に規定する審査を行い、当該申請を引受けるものとする。</p> <p>4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条第一項に規定する事務所とする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第10条 乙は、この約款に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p> <p>(別途協議)</p> <p>第11条 この約款に定めのない事項又はこの約款について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。</p>
--	--